

大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）に係る企画提案公募要領

大阪府では、離職者や求職者の就職を支援するため、仕事に活かせる知識やスキルを身につけていただく職業訓練を専修学校等の民間教育訓練機関を活用して実施しています。

本事業は、民間教育訓練機関が有する知識やノウハウ等により効果的・効率的に実施するため、公募型プロポーザル方式により受託事業者を募集します。

本事業は、「国との協議が整うこと」及び「令和6年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの事業です。

そのため、国との協議が整わない場合や、大阪府の予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）

(1) 事業の趣旨・目的

就職に必要な知識や技能を習得させる職業訓練を、専修学校等の民間教育訓練機関に委託して実施し、離職者や求職者の早期就職を支援する。

(2) 事業概要及び委託単価上限額

別添、各委託訓練事業の「仕様書」のとおり。

2 スケジュール

・ 公募開始	令和5年10月6日（金曜日）
・ 説明会開催	令和5年10月11日（水曜日）
・ 質問受付締切	令和5年10月16日（月曜日）
・ 提案書類提出期間	令和5年10月25日（水曜日）から11月8日（水曜日）
・ 選定委員会	令和5年12月下旬頃
・ 最終結果公表	令和6年1月上旬頃
・ 契約締結	} 訓練科目ごとに異なります。
・ 事業開始	
・ 事業終了	

3 公募参加資格

次に掲げる(1)から(26)までの要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※(1)は、共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。(15)は、共同企業体の構成員のいずれかが有していればよい。）

(1) 日本国内に営業所を有し、大阪府内において公共職業訓練を開講できるとともに、本事業に係る企画立案及び経理処理など各種事務の的確な処理・個人情報管理体制など、事業実施に必要な能力を有すること。

また、本事業を受託できる財政的健全性を有していること。なお、共同企業体は、申請代表者が構成員相互の関係を調整し、委託金の適切な執行、管理、報告書の作成等の事務的管理能力を有していること。

- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法により改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して 5 年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知のあった者で、当該期間を経過していない者でないこと。
- (9) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）

を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

- (11) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険等又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(申請日現在において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (12) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (13) 守秘義務を遵守できること。
- (14) 本事業の実施にあたり、大阪府との打合せなどに適切に対応できること。
- (15) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (16) 共同企業体については、提案上、1つの企業とみなし、応募書類提出後は、代表者及び共同企業体構成員の変更は原則として認めない。
- (17) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講し、かつ、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が在籍していること、又はISO29993(公式教育外の学習サービス—サービス要求事項)及びISO21001(教育機関—教育機関に対するマネジメントシステム—要求事項及び利用の手引)をいずれも取得していること。
- (18) 知識等習得コースにあつては、下記の式により得られる令和3年度・令和4年度に開講した同一又は類似の訓練コースにおける就職率が、連続して3回以上35%未満となっていないこと。

$$\text{就職率} = (\text{訓練修了後就職者数} + \text{中退就職者数}) \div (\text{修了生数} + \text{中退就職者数}) \times 100$$

- (19) 介護職員初任者養成研修科を提案する者は、大阪府内に介護員養成研修事業者の指定を受け、介護員養成研修(介護職員初任者研修課程)に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (20) 介護福祉士実務者研修科を提案する者は、大阪府内に厚生労働大臣が指定した介護福祉士実務者養成施設(実務者研修)を有し、介護福祉士実務者養成に係る教育訓練を大阪府が設定する月に開講できる者であること。
- (21) 長期高度人材育成コースのうち、介護福祉士養成コースを提案する者は、学校法人又は社会福祉法人とし、大阪府内において厚生労働大臣が指定した介護福祉士養成施設(2年課程)を有しており、介護福祉士養成に係る2年課程の教育訓練を令和6年4月1日(月曜日)に開講できる者であること。
- (22) 長期高度人材育成コースのうち、保育士養成コースを提案する者は、大阪府内に都道府県知事が指定した指定保育士養成施設を有しており、保育士養成に係る2年課程の教育訓練を令和6年4月1日(月曜日)に開講できる者であること。
- (23) 上記(21)及び(22)を除く長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、①業務独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。)又は名称独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。)の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するための合格レベルを仕上がり像とするもの、②経済産業省により公表されている「ITスキル標準(ITSS)」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの、③学校教育法に基づく専修学校の専門課程であつて、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程の修了をめざすもの、④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了をめざすもの、のいずれかに

該当する職業訓練を令和6年4月1日（月曜日）に開講できる者であること。

(24) 長期高度人材育成コースのうち、介護福祉士養成コース又は保育士養成コースを提案する者は、訓練実施機関における過去の実績が、次の①又は②のいずれかを満たすものであること。

- ① 下記の式により得られる直近1年（令和4年度）卒業者の就職率が80%以上
- ② 下記の式により得られる直近1年（令和4年度）卒業者の就職率は80%未満であるが、直近2年（令和3年度及び令和4年度）卒業者の就職率を平均すると80%以上

$$\text{就職率} = (\text{就職者} + \text{中退就職者}) \div (\text{卒業者} - \text{進学者} + \text{中退就職者}) \times 100$$

※委託訓練を受託していた年度は、委託訓練生のみで就職率を算出すること。

※委託訓練を受託していた年度は、進学者は0人とみなす。

(25) 上記(24)を除く長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、訓練実施機関における過去の実績が、次の①又は②のいずれかを満たすものであること。

- ① 下記の式により得られる直近1年（令和4年度）卒業者の正社員就職率が80%以上
- ② 下記の式により得られる直近1年（令和4年度）卒業者の正社員就職率は80%未満であるが、直近2年（令和3年度及び令和4年度）卒業者の正社員就職率を平均すると80%以上

$$\text{正社員就職率} = (\text{正社員就職者} + \text{中退正社員就職者}) \div (\text{卒業者} - \text{進学者} + \text{中退正社員就職者}) \times 100$$

※委託訓練を受託していた年度は、委託訓練生のみで正社員就職率を算出すること。

※委託訓練を受託していた年度は、進学者は0人とみなす。

(26) 長期高度人材育成コースの科目を提案する者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練の運営における不適正な行為等により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を下記の「(1)アからキ」により、持参して提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布開始日

令和5年10月6日（金曜日）午後2時から

イ 配布方法

公募要領は、関連ホームページ「令和6年度大阪府委託訓練事業の企画提案公募について」からダウンロード・印刷してください。※郵送による配布は行いません。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/h-oshirase/k350-r06-.html>)

ウ 受付場所

大阪府 商工労働部 雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎24階

電話番号：06-6210-9530



エ 提出方法

企画提案書類は下記「オ 電話予約期間」の間に提出日時を電話予約の上、持参をしてください。（郵送・電子メール等による提出は認めません。）当日は企画提案書類の受付のみを行います。なお、受付した書類に不備や不足等があった場合は、再提出の期限を指定し補正を求めますので、可能な限り早期の日程で提出をお願いします。再提出の期限については、補正を求めるときに指定します。

オ 電話予約期間

令和5年10月16日（月曜日）午前10時から令和5年11月8日（水曜日）午後3時まで
 大阪府商工労働部雇用推進室 人材育成課 委託訓練グループ
 （電話06-6210-9530）

カ 提案書類提出期間

令和5年10月25日（水曜日）から令和5年11月8日（水曜日）まで
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）

キ 企画提案書類の提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とします。

(2) 応募関係書類

* 別添の『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』に従って記入・作成してください。

様式	様式内容	備考
様式第A-1号 様式第A-2号	大阪府委託訓練事業（知識等習得・企業実習付コース）企画提案書 大阪府委託訓練事業（長期高度人材育成コース）企画提案書	・知識等習得及び、企業実習付コースを提案する場合、科目名に副題をつけること。（※1） ・企業実習付コースに提案する場合は「企業実習受入先及び所在市町村名」を記入又は一覧を別紙で作成して添付すること。
様式第A-3号	訓練実施施設の教室面積と開講時間	
様式第A-4号	パソコン設置状況とソフトウェア	
様式第A-5号	直近2か年の入学年度における就職状況（令和5年3月卒業まで）	・長期高度人材育成コースを提案する場合のみ。

様式	様式内容	備考
様式第A-6号	講師名簿	
様式第A-7号	使用教材一覧表	・知識等習得及び企業実習付コースを提案する場合のみ
様式第A-8号 様式第A-9号	訓練生の自己負担となるものの一覧表 (長期高度人材育成コース)	・長期高度人材育成コースを提案する場合のみ。
様式第A-10号 様式第A-11号 様式第A-12号	[委託訓練カリキュラム] ・知識等習得コース ・企業実習付コース ・長期高度人材育成コース	・提案科目の様式を使用すること。
様式第A-13号	委託訓練カリキュラムの作成に関する調書 ・知識等習得コース ・長期高度人材育成コース	
様式第A-14号	委託訓練カリキュラムの作成に関する調書 ・企業実習付コース	
様式第A-15号	就職支援体制に関する調書	
様式第A-16号	大阪府委託訓練実施経費見積書	
様式第A-17号	職場見学等実施計画書	・R11からR17を提案する場合のみ。
様式第A-18号	デジタル職場実習実施計画書	・R01からR10までの各科目においてデジタル職場実習を実施しない場合は「実施しない」と記載し、提出すること。
様式第A-19号	D×推進スキル標準対応チェックシート	・R01からR10及びD01からD06を提案する場合のみ。
様式第B-1号 様式第B-2号 様式第B-3号	訓練実施機関・施設の概要・運営体制	
様式第B-4号	就職支援体制	
様式第C-1号	企画提案総括票	
様式第C-2号	誓約書	
様式第C-3号	訓練実施機関の運営体制・就職支援体制の校(施設)別一覧(複数校で提案している場合)	
様式第C-4号	令和3年度・令和4年度に実施した訓練等における就職状況	・知識等習得及び企業実習付コースを提案する場合のみ
様式第C-5号	障がい者の雇用状況についての報告書	・常用労働者の総数が43.5人未満の場合のみ提出。 ・常用労働者の総数が43.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(令和5年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し。 (電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたものを提出のこと。)
様式第C-6号 様式第C-7号 様式第C-8号 様式第C-9号 様式第C-10号	共同企業体届出書 業務委託共同企業体協定書 委任状 使用印鑑届(代表構成員が代表取締役の場合) 使用印鑑届(代表構成員が受任者の場合)	共同企業体で提案する場合に提出(訓練事業毎に作成)
様式第C-11号	委任状	
様式第D-1号	令和6年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票	

様式	様式内容	備考
	企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト	提出書類の記入・作成時の注意事項に従うとともに、セルフチェック済の本様式を提出のこと。
その他の提出書類等	<ol style="list-style-type: none"> ① 定款又は寄付行為の写し（原本証明必要） ② 会社案内(パンフレット)等の事業所規模等が明記された資料 ③ 法人登記事項証明書（1部）（発行日から3か月以内のもの） ④ 不動産登記事項証明書・賃貸借契約書の写し等、施設が使用可能であることが確認できるもの（※2） ⑤ 訓練実施施設（教室）及び事務室、談話室・コモンスペースの平面図 ⑥ 納税証明書（未納が無いことの証明）（各1部）（発行日から3か月以内のもの） <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書（※3） ・大阪府内に事業所がない場合は、本社等を管轄する都道府県税事務所が発行する納税証明書（※3） ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（※4） （上記証明書に未納額がある場合は、納付した事実がわかる書類の写しを添付） ⑦ 有料職業紹介事業許可証又は無料職業紹介事業届出書（許可証）の写し（※該当事業所のみ） ⑧ キャリアコンサルティング担当者の要件が確認できる書類（キャリアコンサルタント登録証、キャリアコンサルティング技能検定合格証書又は合格通知書、職業訓練指導員免許証など）。（※いずれも写しで可。該当する資格証が訓練開始までに期限切れとなる場合には、更新予定時期を用紙の空白に明記） ⑨ 職業訓練サービスガイドライン研修の修了証書、修了証明書若しくは受講証明書、又は IS029993 及び IS021001 の審査登録証（いずれも写しで可）。 ⑩ 介護員養成研修等にかかる「指定通知書」の写し。ただし、指定申請中等の場合は、その旨を記載した文書を添付し、「指定通知書」等が発行され次第、速やかに提出（※ R11 から R17 の科目を提案する場合のみ） ⑪ 長期高度人材育成コースについて、「介護福祉士養成コース」を提案する場合は介護福祉士養成にかかる「指定通知書」の写し、「保育士養成コース」を提案する場合は保育士養成にかかる「指定通知書」の写し、「その他の養成コース」を提案する場合は当該提案科目にかかる「認可証」若しくは「指定通知書」等の写し、又は職業実践専門課程、専門職学位課程であることが確認できる書面の写し。ただし、指定申請中等の場合は、その旨を記載した文書を添付し、「指定通知書」等が発行され次第、速やかに提出 ⑫ 様式第 A-10 号（委託訓練カリキュラム知識等習得コース）に添付する分析資料（様式自由）（※R06 から R08 及び R36 の科目を提案する場合のみ） ⑬ 様式第 A-12 号（委託訓練カリキュラム長期高度人材育成コース）に添付する分析資料（様式自由）（※L05 の科目を提案する場合のみ） ⑭ 公正採用選考人権啓発推進員選任（又は異動）報告書の写し（※5） ⑮ 大阪企業人権協議会への加入申込書の写し（※5） ⑯ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）入会届の写し（※5） ⑰ 「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録申請書の写し（※5） ⑱ カリキュラムで使用する教材の写し（教材の名称、出版社名、価格が確認できるもの） ⑲ 託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価が分かる資料（料金表等）、託児サービスを実施できる施設であることの確認ができる書類（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し等）及び、提案者自らが訓練生のみに対して託児サービスを提供する場合は、その実費（人件費・賃料等）が分かる資料（様式任意）（※託児サービスを提供する場合のみ） ⑳ 長期高度人材育成コースの各科目について、一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に訓練生を入校させる場合は、一般向けに開設している教育訓練における授業料等（入学金・授業料・その他必須と定めている費用）が分かる資料（様式任意）を提出すること。 令和6年度の授業料等が未定の場合は、令和5年度の授業料等が分かる資料を添付すること。 	

※1 副題は訓練内容や訓練に係る職種が容易に分かるように40文字以内で設定し、記入してください。採択後、府と協議の上で変更を求める場合があります。

※2 提案予定の教室が賃貸借契約条件を交渉中である場合は、受付時にその旨を申し出た上で、受付期間中に提出できる場合は追加提出

なお、受付期間中に提出できない場合は、受講希望者の募集開始までに契約する旨の誓約書を提案者名

で作成し提出

- ※3 府税、都道府県税について徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知書」の写し
- ※4 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により納税猶予を受けている場合は、その旨が明記された「納税の猶予許可通知書の写し」又は、「納税証明書（その1）」
- ※5 審査基準における「大阪府施策への協力状況」に係る配点を希望する事業者のみ提出。その他選任や加入等が確認できる書類の写しでも可。

(3) 企画提案書類の返却

企画提案書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、企画提案書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 企画提案書類の不備

企画提案書類に不備があった場合には、受理しないことがあります。

(5) 提出方法

ア ①ファイルA（科目番号ごとの提案書類）正本1部

※提案する全ての科目番号を1冊に綴ってください。

②ファイルB（訓練実施施設に共通する提案書類）正本1部

③ファイルC（機関（法人）ごとの提案書類及び添付書類）正本1部

①、②、③を1部ずつ市販のA4紙ファイルに綴って提出してください。

表紙及び背表紙には下記の【ファイル見本】のとおり、機関（法人）名を記入してください。

背表紙は縦書きで記入し、**末尾に3cm程度の余白**を設けてください。

【ファイル見本】

<記入例> ファイルA
令和6年度 「A」学校法人〇〇

<記入例> ファイルB
令和6年度 「B」学校法人〇〇

<記入例> ファイルC
令和6年度 「C」学校法人〇〇

6 年度	令和6年度
A	A
学校法人 〇〇	学校法人〇〇

↑
背表紙部分

イ 『企画提案書等記載項目注意事項及びチェックリスト』はファイルCの一番上に綴じて提出してください。

ウ 納税証明書は、原本各1部をファイルCに添付してください。

エ 受付日に、企画提案書の正本（ファイルA、B、C）のファイルをご持参ください。受付の結果、不備事項があった場合は、大阪府から、不備事項の修正や追加書類の提出を求めますので、再度、受付期間中に修正後の企画提案書類や追加書類を提出してください。（不備事項がなかった場合は、受け付けたものとします。）

オ 受付が完了し、大阪府が受理した後の提案内容の差し替えは認めません。（大阪府が補正等を求める場合を除く）

カ 企画提案書類の提出にあたって、虚偽の記載をした者は本件公募への参加資格を失うもの

とします。

キ 1科目番号で複数の枝番を提案することができます。ただし、同一訓練科目番号では、同一の施設での提案とします。

ク 科目番号の枝番ごとに「開講月」欄に記載している開講月あたり1コースを開講することとし、選定された場合は枝番内の全ての開講月で開講していただきます。

5 説明会

(1) 開催日時

令和5年10月11日（水曜日） 午前10時～11時30分 長期高度人材育成コース
午後1時30分～3時 知識等習得コース及び
企業実習付きコース

(2) 開催場所

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階セミナールーム
（大阪市中央区北浜東3-14）

(3) 申込方法

法人名及び説明会出席者名を本文に記載し、下記申込先まで電子メールにてお申し込みください。送信後、当課からの受信確認メールが届かない場合は、電話にて申し出てください。（電話番号は、本公募要領4(1)ウをご参照ください。）

申込先：大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練グループ

電子メールアドレス：jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

メール件名：「【説明会申込】令和6年度大阪府委託訓練事業」と明記してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※応募にあたって説明会の参加は必須ではありませんが、提案予定者は可能な限りご出席下さい。

※出席者は、会場スペースの都合により、応募事業者1者につき2名まででお願いします。

当日は、受付にて御名刺の提出をお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和5年10月10日（火曜日）午後3時まで

5 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年10月6日（金曜日）午後2時から令和5年10月16日（月曜日）午後5時まで

(2) 質問方法

様式第D-1号の「令和6年度 大阪府委託訓練事業 企画提案に係る質問票」に質問内容を記入し、下記アドレスあて電子メールを送信してください。

* 電子メールアドレス：jinzaiikusei-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

ア 電子メール送信後、必ず電話にてメール到着の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。）

（電話：06-6210-9530）

イ 質問への回答は人材育成課ホームページへ掲載し、個別の回答は行いません。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/h-oshirase/k350-r06.html>）

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)による審査を行い、訓練科目番号の枝番ごとに最も優れた提案を行った者を、設定している定員内で決定します。

イ 訓練科目については、科目番号の枝番を複数提案し複数受託できるものとします。ただし、長期高度人材育成コースについては、複数の枝番を提案できますが、受託できるのは一つの枝番のみとします。

科目番号ごとの決定は、枝番のAからアルファベット順に総合得点の最も高い提案者から順に提案者が企画提案書に記載する受託上限枝番数まで決定することとし、委託先候補となった枝番以外の提案はすべて無効となります。

ウ 審査結果が、設定した100点満点中60点(長期高度人材育成コースにおいては87点満点中53点)に満たない場合は、契約交渉の相手方の対象外とします。

エ 審査の合計得点が同点となった場合は、審査項目1)及び2)の審査(訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容、就職支援体制・就職支援内容)の得点が高い者を上位とします。

オ 円滑な委託訓練の実施を図る観点から、過去2年以内に本事業又は大阪府障がい者委託訓練事業に係る苦情やその他訓練実施に関して大阪府から文書指導を受けた場合は、採点后、10点を減ずることとします。

カ 企画提案書類の内容について、現地調査を行う場合があります。

キ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

ク 委託先候補として選定された者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

訓練実施体制等、就職支援体制等、大阪府施策への協力状況、見積価格及び就職率実績について、下表のとおり評価します。

なお、長期高度人材育成コースについては、託児サービスは評価の対象としません。

1) 訓練実施体制・訓練内容・カリキュラム内容 (33点)

評価事項		審査基準	点数
最少開講人数	府が示す定員未満での開講の可否	定員の2割以下でも開講する場合 [4点] (定員30人の場合6人以下、定員20人の場合4人以下、定員10人の場合2人以下) 定員の3割以下でも開講する場合 [2点] (定員30人の場合9人から7人、定員20人の場合6人以下、定員10人の場合3人以下) 定員の5割未満～3割超でも開講する場合 [1点] (定員30人の場合14人から10人、定員20人の場合9人から7人、定員10人の場合4人) 上記以外 [0点]	4点
託児サービス	「託児付」で科目提案する場合	定員3人以上で託児サービスの提供が 可能 [3点] 不可能 [0点]	3点
運営体制	運営体制充実のための取り組みを行っているか。 障がいのある訓練生への支援	公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定を受けている。 受けている [1点] 受けていない [0点] 障がい(精神・発達)のある訓練生への支援体制が整っているか。(相談スタッフ、クールダウンのスペース確保等) 整っている [1点] 整っていない [0点]	2点
施設設備	施設設備は充実しているか。 障がい者が不自由なく利用可能な施設設備であるか。	訓練生1人あたりの教室面積が 2.50㎡以上 [2点] 2.00㎡以上2.50㎡未満 [1点] 2.00㎡未満 [0点] 「訓練時間外等に利用できる教室等(自習室)」と「訓練施設内に訓練生がいつでも自由に談話などに利用できる談話室・コモンスペース」がいずれも 設置されている [1点] 設置されていない [0点] 同一建物内に障がい者対応トイレが設置されており、かつ、建物玄関から教室まで車いす等で介助なく移動が 可能 [1点] 不可能 [0点]	4点
訓練内容・カリキュラム内容	提案する科目に関連する業種、業態に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上、カリキュラムの設定、時間配分等が仕様書に定める訓練目標、仕上がり像に対応しているか。(※) 【評価の着目点】 ①訓練対象者の設定について ②提案する科目に関連する業種、業態に応じた、求人ニーズ・求職ニーズの把握・分析について ③訓練目標、仕上がり像に対応した人材を育成するための、カリキュラムの設定や時間配分等の工夫について		20点
合計			33点

※デジタル分野(R01～R10, D01～D06)以外の全ての訓練コースにおいて、各訓練分野の特性に応じて、

基礎的なデジタルリテラシーの要素を訓練内容に加味すること。基礎的なデジタルリテラシーの内容については、「(別紙) デジタルリテラシーの標準的内容」を参考にすること。

2) 就職支援体制・就職支援内容 (44点)

評価事項		審査基準	点数
就職支援体制	就職支援に係る責任者及び担当者がそれぞれ配置されているか。	就職支援に係る責任者及び担当者	4点
		責任者(1名)及び担当者(2名以上)が(週5日)で配置されている [2点] 配置されていない [0点]	
	就職支援の取組みが充実していると共に、訓練生が求人情報を容易に取得できる環境であるか。	厚生労働省の「ハローワーク求人情報オンラインサービス」に登録し、求人情報のダウンロード内容が閲覧可能なパソコンを5台以上設置している	
		設置 [1点] 未設置 [0点]	
	有料職業紹介または無料職業紹介の事業の許可(届出)	許可又は届出がある [1点] 許可又は届出がない [0点]	
就職支援内容	提案する科目に関連する業種、業態に応じた求人・求職ニーズを把握、分析した上での、的確な支援内容か。(※) 【評価の着目点】 ①就職支援項目は豊富か ②就職支援内容は、把握・分析した求人・求職ニーズを踏まえた具体的取組みとなっているか ③就職支援内容は、実現性のある、効果的な取組みとなっているか。 ④充実した就職支援内容とするための、独自の創意工夫があるか		40点
合計			44点

3) 大阪府施策への協力状況 (上限点数は5点とする)

評価事項		審査基準	点数
公正採用選考人権啓発推進員の選任(事業所単位)	公正採用選考人権啓発推進員の選任	推進員を選任している [1点] 推進員を選任していない [0点]	1点
大阪企業人権協議会への加入	大阪企業人権協議会への加入の有無	加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
就職困難者の就労支援への協力	大阪府が実施する「就職困難者に対する就労支援事業」又は「企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業」の補助事業者〔一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(C-STEP)〕への加入の有無	加入している [1点] 加入していない [0点]	1点
「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」への登録	「大阪府障がい者サポートカンパニー」又は「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」登録の有無	登録している [1点] 登録していない [0点]	1点

障がい者雇用 (企業単位)	障がい者の雇用 <実雇用率> 4.60%以上 4点 3.84～4.59% 3点 3.08～3.83% 2点 2.31～3.07% 1点 <法定雇用障がい者数超過数> 7人以上 4点 5～7人未満 3点 3～5人未満 2点 1～3人未満 1点 ※実雇用率と超過数の高い方の得点を採用する。 共同企業体の場合は全ての構成員企業の中で最も低い企業の点を採用する。	4点
合計		8点 (5点)

※公正採用選考人権啓発推進員の選任、大阪企業人権協議会への加入、就職困難者の就労支援への協力、大阪府障がい者サポートカンパニー（優良企業も含む）の登録について、共同企業体の場合は構成員全ての企業において選任等されていることを加点の要件とする。

※障がい者の雇用について、申請者が特例子会社等（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定により、その雇用する労働者について、法44条第1項に規定する親事業主、法第45条の2第1項に規定する関係親事業主又は法第45条の3第1項に規定する特定組合等（以下「親事業主等」という。）のみが雇用する労働者とみなされる事業主）である場合は、親事業主等の「実雇用率」、「法定雇用障がい者数超過数」が審査内容の対象となる。

4) 訓練実施経費の見積価格（価格点）（8点）

評価事項	審査基準	点数
科目ごとの提案について、「最も低い見積価格（単価）」を最高得点とし、これを基準に「各事業者の見積価格（単価）」を比較して点数化する。	価格点の計算方法（科目ごとに計算） $8 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い見積価格}}{\text{各事業者の見積価格}} = \text{得点}$ ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。	8点

※ 託児サービス経費については、見積価格（価格点）による評価を行わない。

5) 就職率実績 (10点)

大阪府から受託した訓練、他府県の委託訓練、求職者支援訓練、その他訓練生の就職を目的とした課程や講座・講習等の就職実績がある場合は、職業訓練の就職率実績について、過去2年間〔令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に実施・終了したもの〕の全実績の平均値で評価し、平均値は、下記の計算式により算出することとします。

なお、長期高度人材育成コースについては評価の対象としません。

【計算式】 $(A+B) \div (A+C) \times 100$

※A…各訓練コースにおける「中退者のうち中退就職者数」の合計

※B…各訓練コースにおける「修了者のうち修了就職者数」の合計

※C…各訓練コースにおける「修了者数」の合計

評価事項	審査基準	
	区分	配点
過去の就職率実績により配点	90%以上	[10点]
	80%以上 90%未満	[8点]
	70%以上 80%未満	[6点]
	60%以上 70%未満	[4点]
	60%未満	—

(3) 審査結果

① 発表

発表

・審査結果は、企画提案を行ったすべての者に対して、令和6年1月上旬頃に郵送で通知します。また、人材育成課のホームページにおいても公表します。

・選定過程の透明性を確保する観点から、公表に際しては、契約交渉の相手方として決定された者の名称とその得点・見積価格について報道提供資料により公表するとともに、全提案者名(申込み順)、全提案者の見積価格(金額順)、全提案者の得点(得点順)について人材育成課のホームページで公表します。

※選定委員会の委員名及び議事要旨(質疑応答部分)については、令和6年度に計画するすべての大阪府委託訓練事業について、契約交渉の相手方が決定した後に、ホームページに掲載する予定です。

・不合格者が1者となった場合は、不合格者の見積価格及び得点は公表しません。

② 契約

・契約交渉の相手方として決定された者と令和6年4月以降に随時、契約を締結します。

・契約交渉の相手方として決定された者が、契約締結日までに本要領の「3 公募参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外します。また、その場合は、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の企画提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の企画提案者に対して、企画提案の内容を意図的に開示

すること。

エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に決定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。
- (3) 契約金額の支払いについて、訓練実施経費、託児サービス経費、デジタル職場実習等推進費については、訓練期間終了後、知識等習得コースにおける就職支援経費、デジタル訓練促進費、及び企業実習付きコースにおけるデジタル訓練促進費については、就職支援期間終了後、長期高度人材育成コースにおける定着支援経費については、定着支援期間終了後の精算払いとします。なお、訓練実施経費について、訓練期間が6か月以上の科目にあっては、訓練実施期間が3か月を経過するごとに精算払いにて支払うこととします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を提出していただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間ににおいて暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間ににおいて、次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

(9) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例に基づく義務

契約締結の相手方のうち常用労働者43.5人以上の事業主等については、大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画を提出していただき、障がい者雇用率の達成に向けた取組みをしていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センター（電話 06-6360-9077 または 9078）にお問い合わせください。

8 その他

(1) 企画提案書の提出にあたっては、「大阪府委託訓練事業に係る企画提案公募要領」、「仕様書」とあわせて、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」、「公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」（以下のホームページからご覧いただけます）を熟読し遵守してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html

(2) 企画提案内容については、補足説明等をお願いすることがあります。

(3) 契約に際して、企画提案書に記載された内容に虚偽の記載があった場合には、契約をしないことがあるほか、大阪府が被る損害について賠償を請求することがあります。

(4) 個人情報を取り扱うときは適正に管理してください。

(5) 受注者は、感染症の拡大や自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法や手段などを取り決めておく「事業継続計画（BCP）」を策定するよう努めてください。

(6) なお、この契約の締結時において、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定（以下「認定」という。）を受けている受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、事業継続力強化計画認定書又は連携事業継続力強化計画認定書（以下「認定書」という。）の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。認定を受けていない受注者（共同企業体を結成している場合は、各々の構成員）は、認定を受けることができる場合に、契約期間の終了までに認定を受けるよう努めるとともに、認定を受けた際は、認定書の写しを速やかに大阪府に提出するよう努めてください。

(7) 国において委託訓練事業に係る制度改正が行われた場合、契約交渉の相手方として決定した者との協議の上、改正後の制度を適用することがあります。

(別紙) デジタルリテラシーの標準的内容

No	項目	内容
1	変化への適応	・環境や仕事・働き方の変化を受け入れ、適応するために自ら主体的に学んでいる。・自身や組織が持つ既存の価値観の尊重すべき点を認識しつづ、環境変化に応じた新たな価値観、行動様式、知識、スキルを身につけている。
2	コラボレーション	・価値創造のためには、様々な専門性を持つ人と社内・社外問わずに協働することが重要であることを理解し、多様性を尊重している。
3	顧客・ユーザーへの共感	・顧客・ユーザーに寄り添い、顧客・ユーザーの立場に立つてニーズや課題を発見しようとしている。
4	常識にとらわれない発想	・常識にこだわらない発想を、既存の概念・価値観にとらわれずに考えている。・従来の物事の進め方の理由を自ら問い、より良い進め方がないかを考えている。
5	反復的なアプローチ	・新しい取り組みや改善を、失敗を許容できる範囲の小さいサイクルで行い、顧客・ユーザーのフィードバックを得て反復的に改善している。・失敗したとしてもその都度軌道修正し、学びを得ることができれば「成果」であると認識している。
6	柔軟な意思決定	・既存の価値観に基づく判断が難しい状況においても、価値創造に向けて必要であれば、臨機応変に意思決定を行っている。
7	事実に基づく判断	・動や経緯のみではなく、客観的な事実やデータに基づいて、物事を見たり、判断したりしている。・適切なデータを用いることにより、事実やデータに基づく判断が有効になることを理解し、適切にデータの入力を意識して行っている。
8	社会の変化	・世界や日本社会におきている変化を理解し、変化の中で人々々の暮らしをよりよくし、社会課題を解決するためにデータやデジタル技術の活用が有用であることを知っている。
9	顧客価値の変化	・顧客価値の概念を正しく理解し、顧客・ユーザーがデジタル技術の発展によりどのように変わってきたか（情報や製品・サービスの多様化、人それぞれのニーズを満たすことへの欲求の高まり）を知っている。
10	競争環境の変化	・データ・デジタル技術の進展や、社会・顧客の変化によって、既存ビジネスにおける競争力の源泉が変わったり、従来の業種や国境の垣根を超えたビジネスが広がっていることを知っている。
11	社会におけるデータ	・「データ」には数値だけでなく、文字・画像・音声等様々な種類があることを理解し、それらがどのように蓄積され、社会で活用されているのを知っている。
12	データを読む・説明する	・データの分析手法や結果の読み取り方を理解している。・データの分析結果の意味合いを見抜き、分析の目的や受け取り手に応じて、適切に説明する方法を理解している。
13	データを扱う	・デジタル技術・サービスに活用しやすいデータの入力や整備の手法を理解している。・データ利用には、データ抽出・加工に関する様々な手法やデータベース等の技術が欠かせない場面があることを理解している。
14	データによって判断する	・業務・事業の構造、分析の目的を理解し、データを分析・利用するためのアプローチを知っている。・期待していた結果とは異なる分析結果が出たとしても、それ自身が重要な知見となることを理解している。・分析の結果から、経営や業務に対する改善のアクションを思出し、アクションの結果どうなったかをモニタリングする手法を理解している。・適切にデータを用いることで、データに基づく判断が有効となることを理解している。
15	AI	・AIが生まれた背景や、急速に広まった理由を知っている。・AIの仕組みを理解し、AIができること、できないことを知っている。・AI活用の可能性を理解し、精度を高めるためのポイントを知っている。・組織/社会でよく使われているAIの動向を知っている。
16	クラウド	・クラウドの仕組みを理解し、クラウドとオンプレミスの違いを知っている。・クラウドサービスの提供形態を知っている。
17	ハードウェア/ソフトウェア	・コンピュータやスマートフォンなど動作する仕組みを知っている。・社内システムはどのようなように作られているのを知っている。
18	ネットワーク	・ネットワークの基礎的な仕組みを知っている。・インターネットの仕組みと代表的なインターネットサービスを知っている。
19	データ・デジタル技術の活用事例	・ビジネスにおけるデータ・デジタル技術の活用事例を知っている。・データ・デジタル技術が様々な業務で利用できることを理解し、自身の業務への活用場面を想像できる。
20	ツール利用	・組織で行われるDXの取組みや日常の業務において、状況に合わせて適切なツールを選択して利用するためには、各種ツールや生成AIの利用方法について知る必要がある。・日々の業務では頻繁には利用されないデジタルツールに関しても、状況に合わせて適切なツールの導入を検討できるよう、基礎知識は押さえておく必要がある。
21	セキュリティ	・セキュリティ技術の仕組みと個人がとるべき対策に関する知識を持ち、安心してデータやデジタル技術を利用できる。
22	モラル	・個人がインターネット上で自由に情報のやり取りができる時代において求められるモラルを持ち、インターネット上で適切にコミュニケーションできる。・捏造、改ざん、盗用などのデータ分析における禁止事項を知り、適切にデータ-宛データ宛利用できる。・データ流出の危険性や影響を想像できる。
23	コンプライアンス	・プライバシー、知的財産権、著作権の示すものや、その保護のための法律、諸外国におけるデータ規制等について知っている。・実際の業務でデータや技術を利用するときに、自身の業務が法規制や利用規約に照らして問題ないを確認できる。